

福島町いじめ防止等に関する条例 が制定されました



■ 国の動き

国民的な課題であるいじめ防止等のための対策を、総合的、かつ、効果的に推進するため「いじめ防止対策推進法」を施行しています。これを受けて、町においても行政と町民が力を合わせ、いじめ防止等に取り組むことを目的に「福島町いじめ防止等に関する条例」を制定。また、これに伴い「福島町いじめ防止基本方針」を定めました。そこで、今回は、条例の概要についてお知らせします。

■ 現代におけるいじめの深刻な状況

いじめは、現代の教育現場において、どの学校でも起こり得る最も深刻な問題です。

文部科学省では、いじめの定義を「当該児童生徒が、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的・物理的な影響を与える行為であって、心身の苦痛を感じているもの」と定め、起こった場所は学校の内外を問わないとしています。

実際、教師や保護者の目の届かない場所においていじめを受け、自ら命を絶ってしまうなど痛ましい事件も報道されています。

■ 行政・学校・町民が一体となつたいじめ防止の環境づくり

「いじめ防止対策推進法」では、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめ防止等の対策に関する基本理念や基本方針を定めました。

これを受け、町でも「福島町いじめ防止等に関する条例」を本年10月1日から施行。併せて条例のいじめ防止対策を総合的・効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」を定めました。

条例では「いじめ」の定義のほか、町や学校、保護者等の責務と役割、いじめ防止対策の基本理念などを定め、基本方針では条例に関する具体的な対応や事項、方針などを定めています。

本条例を基に、行政と学校、町民が一体となつていじめのない環境づくりに取り組みすることをしました。(詳しくは次ページを参照・いじめ防止基本方針の概要は、来月号でお知らせします。)

町民の皆さんへのお願い

いじめの問題への対応を含め、子供たちの健やかな成長を保障するためには、学校だけでなく家庭や地域の皆さんのご支援と連携による継続的な取り組みが必要です。いじめを発見、又はいじめのおそれがあると思われる場合には、すぐに学校又は教育委員会へご連絡ください。いじめ問題解決に向けた取り組みへの皆さんのご理解とご協力をお願いします。